

令和7年度 合理的配慮の提供に係る助成金募集要綱

1 事業概要

(1) 目的

障害のある人もない人も共生する社会を実現するため、県内の事業者等が合理的配慮を行うために必要な費用について助成するとともに、これらの取組を広く県民や事業者等に周知するものです。

合理的配慮	障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担が重くない範囲で、日常生活や社会生活を送るうえでの障壁を取り除くために行う必要な配慮
-------	---

(2) 事業内容

①助成対象者

この助成金を活用して効果的かつ的確に合理的配慮の提供に係る取組を行うことができる者であって、次のいずれかに該当するもの

- ア 滋賀県内において、飲食、物販、医療その他の障害者を含む不特定多数の者の利用が見込まれる事業を行う事業者
- イ 自治会（同一地域の居住者が、当該居住者の共通利益の実現と生活の向上を目的として作る組織をいう。）
- ウ その他知事が特に必要と認める団体

②－1 助成対象事業

- ア 点字メニューまたはコミュニケーションボードの作成経費、チラシ等の音訳経費等障害者に合理的配慮が容易に提供できるようにするためのコミュニケーションツールを作成するもの
- イ 筆談ボード、折り畳み式スロープ等障害者に合理的配慮が容易に提供できるようにするための物品を購入するもの
- ウ 簡易スロープ、手すり等障害者に合理的配慮が容易に提供できるようにするために工事施工を行うもの
- エ 事業者や県民を対象に障害特性や合理的配慮の提供方法への理解を深めるための研修等を行うもの

②－2 助成事業対象として認めないもの

- ・以前から実施している事業を継続する事業（ただし、拡充を伴う場合を除く。）
- ・営利を目的とする事業
- ・特定の宗教活動または政治活動を内容としているもの
- ・公序良俗に反するものその他社会的な非難を受けるおそれのあるもの

③助成対象事業の例

【コミュニケーションツールの作成】

- ・点字メニューを作成する
- ・コミュニケーションボードを作成する
- ・チラシやパンフレット等の音訳

【物品購入】

- ・筆談ボード
- ・折り畳み式簡易スロープ
- ・点字ブロック、誘導マット
- ・可動式テーブル

【工事の施工】

- ・段差をスロープへ改修する
- ・階段等に手すりを設置する
- ・トイレのバリアフリー化（車いすも入れるよう個室を広くする、オストミーの人にも対応できるものへ改修する 等）

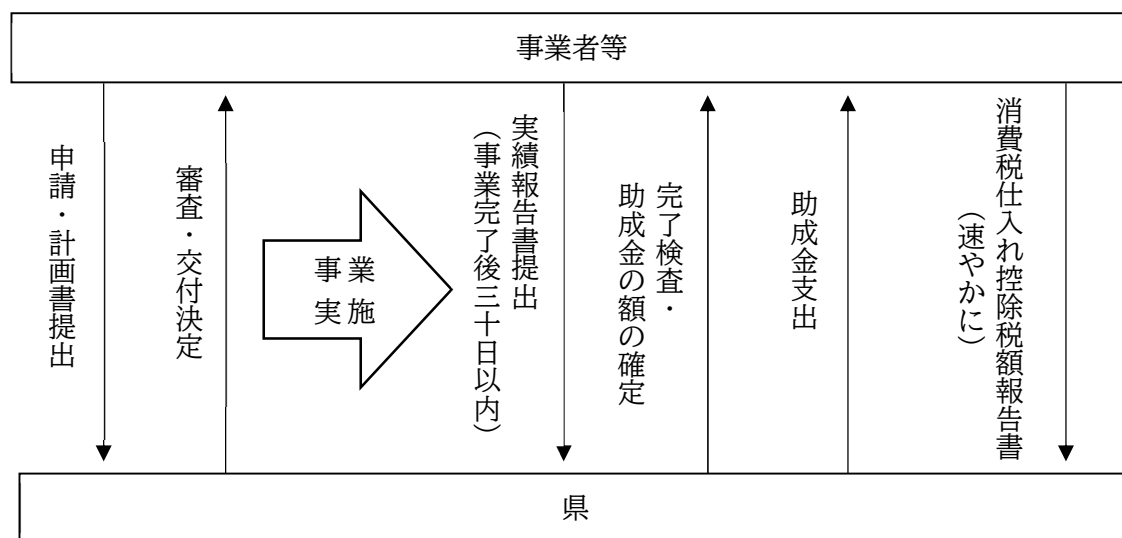
【研修等の開催】

- ・従業員を対象に場面に応じた合理的配慮の提供方法への理解を深めるための研修を行う
- ・自治会等で、障害特性等への理解を深めるための講演会を実施する

④助成対象経費および助成率、助成限度額

経費	助成率	助成限度額
コミュニケーションツール作成費	1/2 以内	30,000 円
物品購入費		50,000 円
工事施工費		100,000 円
研修等開催費		50,000 円

事業スキーム



2 実施方法

(1) 事業の募集期間

令和7年4月14日（月）から令和8年2月27日（金）【必着】まで

※申請総額が予算額を超過する場合には、申請締切前であっても募集を終了します。

(2) 交付の申請について

申請者は、次の書類を整えて、上記募集期間内に滋賀県障害福祉課企画・共生推進係に持参、郵送または電子メールで交付申請してください。

- ①助成金交付申請書（様式第1号）
- ②事業計画書（様式第2号）
- ③所要額調書（様式第3号）
- ④対象経費の見積書の写しまたは対象経費の内容がわかるカタログ等の写し（対象経費がコミュニケーションツール作成費、物品購入費または研修等開催費である場合に限る。）
- ⑤工事見積書および工事図面の写し（対象経費が工事施工費である場合に限る。）
- ⑥その他知事が必要と認める書類

(3) 交付の決定について

①審査

- ・提出いただいた申請書類により、申請内容が交付要件等を満たしているものについて、審査を行います。
- ・合理的配慮の提供の考え方を幅広く普及できる効果の高い事業を優先的に採択します。
- ・同一年度における1事業者の交付申請は、交付要綱別表に掲げる対象経費の区分毎に1回を限度とします。

②交付決定

- ・審査結果に基づき、予算の範囲内において交付決定の可否を判断し、その旨を申請者に通知します。

(4) 助成事業開始時の注意事項について

- ・助成決定者は、県から交付決定通知を受けた後に、助成事業の開始が可能となります。交付決定前の物品購入等の契約は事前着手に当たり、助成金交付決定を取り消す場合があります。
- ・助成決定者は、助成金を活用して実施した事業内容について、県ホームページへの掲載等、県が実施する普及啓発に協力していただきます。

(5) 助成事業の計画変更について

助成事業の実施中に、事業内容の変更の可能性が生じた場合および助成事業の中止・廃止等をしようとするときは、事前に県の承認を受ける必要があります。

(6) 実績の報告について

助成決定者は助成事業が完了した場合は、次の書類を整えて事業終了後 30 日以内に実績報告書を提出してください。(または、助成金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の 4 月 20 日のいずれか早い日までに提出してください。)

①事業実績報告書(様式第 10 号)

②所要額精算書(様式第 11 号)

③納品書および領収書の写し(対象経費がコミュニケーションツール作成費または物品購入費である場合に限る。)

④工事契約書(工事内訳書を含む)および領収書の写し(対象経費が工事施工費である場合に限る。)

⑤研修等開催の写真、配布資料等および領収書(対象経費が研修等開催費である場合に限る。)

⑥その他参考となる書類

(7) 支払関係書類における注意事項について

- ・支払は、県への事業完了報告書の提出までに完了してください。
- ・金融機関振込での支払による場合、振込手数料は原則助成対象とはなりません。

(8) 助成金交付額の確定について

県は、助成決定者から実績報告書の提出を受けた後、書類審査および必要に応じて現地検査を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは交付すべき助成金の額を確定し、助成決定者に通知します。

なお、要綱第 7 条(2)により助成事業の中止または廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から 30 日以内に実績報告書を提出してください。

(9) 助成金の支払について

助成金の額の確定後に交付します。

(10) 取得財産の管理等について

助成決定者は、助成事業により作成したコミュニケーションツールおよび購入した物品においては納品日、または工事の施工を行ったものについては工事の完了日から起算して1年以上継続して使用しなければいけません。

また、この助成金により作成したコミュニケーションツール、購入した物品および工事の施工を行ったものについては、転売を禁止します。

(11) 交付規則への違反について

滋賀県補助金等交付規則に違反する行為がなされた場合は、交付決定の取り消し、助成金の返還、加算金の納付等の措置を講ずる場合があります。

3 書類提出および問合せ先

〒520-8577

滋賀県大津市京町4-1-1

滋賀県 健康医療福祉部 障害福祉課 企画・共生推進係

TEL：077-528-3542

FAX：077-528-4853

E メールアドレス：ec0006@pref.shiga.lg.jp

合理的配慮の提供に係る費用を助成します！

滋賀県では、令和元年10月から「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」により、すべての県民、事業者のみなさまに障害のある人に対する合理的配慮の提供を求めています。

誰もが暮らしやすいまちにするために、この助成事業をぜひご活用ください。

1 制度を利用できる団体

- ①お店など民間の事業者
- ②自治会など地域の団体
- ③サークルなどの民間団体



2 助成の対象となるもの

合理的配慮が簡単に提供できるようにするためのもので、以下に当たるもの。

上限額の範囲内で、費用の1/2を助成します。



コミュニケーションツールの作成

- ・点字メニュー
- ・チラシの音訳
- ・コミュニケーションボードなど

上限額

3万円



物品の購入

- ・筆談ボード
- ・折りたたみ式スロープ
- ・高さ可動式テーブルなど

上限額

5万円



工事の施工

簡易スロープや手すり、多機能トイレなどの工事の施工にかかる費用

上限額

10万円



研修の実施

障害特性や合理的配慮の提供方法の理解促進のための研修にかかる費用

上限額

5万円



3 助成制度利用の流れ

①申請

実施したい内容を申請する。

②決定・通知

県が申請内容を審査し、決定・通知する。

③購入

事業者等が物品の購入や工事の施工をする。

④完了報告

事業者等は購入や工事施行の完了報告をする。

⑤助成額の決定

県が実施した内容を確認し、助成額を決定・通知する。

⑥助成金の請求

事業者等は県に助成金の請求をして交付を受ける。

※予算がなくなり次第終了となりますので、申請はお早めをお願いします。

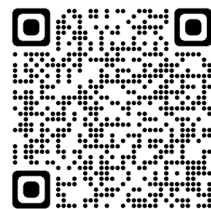
《お問い合わせ》

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課企画・共生推進係

TEL：077-528-3542

FAX：077-528-4853

E-mail：ec0006@pref.shiga.lg.jp



▲HPはこちらから

Q & A ～合理的配慮は何をすればよい？～

Q 1. 合理的配慮って何？

A 1. 障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担が重たくない範囲で、日常生活や社会生活を送るうえでの障壁を取り除くために行う必要な配慮のことです。

Q 2. 買物や飲食店では、どんな配慮がありますか？

A 2. 車椅子を利用する方が買物をする場合、お店に入りやすいように折り畳みスロープを備えておく、高いところにある商品をとって渡すという配慮が考えられます。

また、飲食店ではメニューを選ぶ際、障害の特性に応じてできる配慮があります。例えば、視覚障害のある方には、希望に応じて、口頭でメニューを伝える、点字メニューを渡す、聴覚障害のある方には、筆談ボードや手話などを用いることで意思疎通がスムーズになります。

Q 3. 病院や診療所では、どんな配慮がありますか？

A 3. 病院や診療所では、様々な配慮が求められます。例えば聴覚障害のある方に情報を伝えるために、施設内放送を文字化したり、電光表示板で表示したりする。また、知的障害のある方には、よりわかりやすい表現で伝えることができるよう、会話の内容を絵や図、簡単な単語などで表現したコミュニケーション支援ボードを使用することも合理的配慮の一つです。

コミュニケーション以外では、車椅子の方が利用しやすいようにカウンターの高さを配慮する、建物内に手すりを設置する、多機能トイレに改修したりすることで、身体障害のある方にとって使いやすい施設となります。

Q 4. イベントを開催する予定ですが、どんな配慮がありますか？

A 4. 障害のある人もない人も同じようにイベントに参加できるようにしましょう。例えば、聴覚障害のある方への配慮として、手話通訳者や要約筆記者の設置があります。また、車椅子を利用する方への配慮として、障害者用トイレや入口近くに専用の駐車区画があるとよいでしょう。参加申込みのあるイベントでは、申込書等に専用の駐車区画の確保や手話通訳の配置等の必要な配慮を記載できる欄があると配慮の申し出をしやすくなります。

Q 5. 助成対象となる合理的配慮はどのようなものですか？

A 5. 不特定多数の障害のある方の利用が見込まれる事業の実施や物品の購入、工事の施工、研修が対象となります。（※特定の方を対象とした合理的配慮に係る経費を助成するものではありません。）

Q 6. 視覚障害のある方から講演会の資料を点字にしてほしいと申し出がありましたが、特定の日に特定の方が利用するコミュニケーションツールの作成は助成対象となりますか。

A 6. レストランにおける点字メニューの作成等、不特定多数の障害のある方が継続的に利用するコミュニケーションツールの作成を助成対象としていますので、特定の日、特定の方に利用するコミュニケーションツールの作成は助成対象となりません。